

入試 Q & A (平成 30 年度入試用)

Q 臨床心理学研究科は、専門職学位課程であると知りました。専門職学位課程というのはどういうものなのでしょうか？

A 高度専門職業人としての臨床心理士を養成することに特化した専門職学位課程です。必修科目を含めた所定の単位を修得したのち、「臨床心理修士(専門職)」の学位が授与されます。

従来の臨床心理士養成の指定大学院では、カリキュラムの中に研究者養成と専門家(臨床心理士)養成が混在していました。専門職学位課程は、専門家養成に特化した実習を充実させたカリキュラムと修了要件を設定した学位課程です。

Q 専門職大学院(専門職学位課程)と第 1 種指定大学院には、どのような違いがありますか？

A 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定した専門職大学院と第 1 種指定大学院の修了者は、共に修了後直近の「臨床心理士」資格試験の受験資格が与えられます。専門職大学院修了者は、この「臨床心理士」資格試験において、受験内容はマークシート試験、面接試験のみが課され、小論文試験が免除される点に違いがあります。

また、専門職大学院では、一般の修士課程の修了要件である修士論文の提出は課されません。そのかわり本研究科では、自らが担当した心理臨床事例に基づく、「事例研究論文」の提出が課されます。

Q 社会人特別選抜の出願資格はどのような条件でしょうか？

A 募集要項にあるように、「心理職、その他臨床心理学等に関連する職場において常勤で平成 30 年 3 月 31 日までに 2 年以上の勤務経験を有し、かつ常勤で在職のまま入学を希望する者」です。これに加えて、「現職ではなくとも過去に常勤として 2 年以上、前述の職場での勤務経験がある人」も該当します。

詳しくは募集要項をご覧ください。

Q 募集要項の「社会人特別選抜での、心理職、その他臨床心理学等に関連する職場」とは具体的にはどのような仕事になるのでしょうか？

A 病院やクリニックの心理職(心理士、心理技官、心理療法士など)、家庭裁判所調査官、少年鑑別所法務技官、施設での心理職などが該当します。

Q ケースワーカーや児童養護施設等指導員は心理職には該当しないのでしょうか？

A ケースワーカーや児童養護施設等指導員の人は、本研究科での社会人特別選抜の対象としては該当しません。ケースワーカーや児童養護施設等指導員の人が受験を希望される場合は、一般選抜での受験が可能です。

Q 学校の教員や養護教諭は社会人特別選抜の対象になるのでしょうか？

A 臨床心理学研究科での社会人特別選抜の対象には、該当しません。
学校の教員や養護教諭の人が受験を希望される場合は、一般選抜での受験が可能です。

Q 週 3 日の非常勤でも社会人特別選抜の対象になるのでしょうか？

A 該当しません。本研究科の社会人特別選抜ではあくまで常勤職（正規社員・正規職員など）を対象としています。
それ以外の人が受験を希望する場合は、一般選抜での受験が可能です。

Q 平成 23 年度からは TOEIC が導入されたと聞きましたが、どのような方法で行われるのでしょうか？

A 平成 23 年度より、外国語試験として TOEIC を導入致しました。出願時に、TOEIC Official Score Certificate の原本を提出してください。該当するのは TOEIC Listening & Reading Test(公開テスト) です。TOEIC Speaking & Writing Test, TOEIC Speaking Test, TOEIC Writing Test, TOEIC Bridge Test や団体特別受験制度(IP: Institutional Program)のスコアは対象になりません。TOEIC の実施日程については以下のホームページを参照ください。
(TOEIC ; <http://www.toeic.or.jp/toeic/guide01.html>)

Q TOEIC において、合格基準点は設けられているのでしょうか？

A TOEIC の合格基準点は特に設けておりません。選抜方法は、TOEIC Official Score Certificate に記載されたスコア、筆記試験、および口述試験による総合判定です。

Q TOEIC は、何年前のものでも有効でしょうか？

A 試験当日から起算して、2 年前まで実施されたものを有効とします。いずれも年に複数回実施されますので、出願期間を想定して受験してください。

Q 社会人特別選抜で受験する場合でも、TOEIC Official Score Certificate の原本の提出が必要ですか？コピーではいけませんか？

A 原本の提出が必要です。一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜のいずれの場合でも、原本を提出してください。

Q 大学院の受験にあたって、専任教員の研究室訪問を行うことはできますか？

A 可能です。研究室訪問を希望する方は、事前に窓口である法文学部専門職大学院係まで連絡をしてください。また、8 月に行われる研究科説明会・入試説明会の終了後は、自由に研究室訪問を行うことができる時間を設定しています。

ただし、研究科入学試験の出願期間の開始日から、入学試験終了日までの期間は、研究室訪問を行うことができません。

Q 修了要件は何単位ですか？

A 46 単位です。

Q 専門職大学院としてカリキュラムの内容にどのような特徴がありますか？

A 従来の講義・演習科目に加え、実務実習に力を入れており、学内や学外の実習に伴う時間数やスーパービジョンなどを充実させたカリキュラム内容となっています。

Q 社会人で入学する場合、毎日どれくらい大学に通えばよいのでしょうか？

A 社会人が入学した場合は、必修科目等は夜間に設定されます。その場合でも、基本的には、ほぼ毎日通うことになります。加えて、昼間に学内実習や学外実習が組まれますので、現職での時間的制約や有給休暇などを鑑みて検討してください。

Q 短期履修制度があると聞きました。それはどのようなものですか？

A 本研究科は 2 年課程ですが、過去に修了した大学院の単位を認定(既修得単位認定)するもので、1 年間で修了できる制度です。

対象となりますのは、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会より認定されている「第 1 種指定大学院」を修了し、既に臨床心理士資格を有している人です。これに該当する本人の希望で適用されます。その際、最短 1 年の在学期間で修了が可能となります。

短期履修制度の認定を受けるには、一定の条件がありますので、入学前に法文学部専門職大学院係にお問い合わせください。

Q 長期履修制度があると聞きました。それはどのようなものでしょうか？

A 仕事、家事、育児、介護などの事情で 2 年間での履修が困難である人に対して、2 年間の学費で最大 4 年間在籍が可能となる制度です。

長期履修制度の認定をうけるには、一定の条件がありますので、該当する人は、入学前に法文学部専門職大学院係にお問い合わせください。

これまで 2 名の学生が育児による長期履修制度の認定を受けて修了しています。

Q 長期履修制度は、留年した場合でも該当するのでしょうか？

A 通常の単位不足による留年は該当しません。

長期履修制度の対象は、仕事、家事、育児、介護など制度に該当する理由のある人に限られます。

Q 入学後の経済的支援にはどのようなものがありますか？

A 経済的な理由により納付が著しく困難であり、かつ学業優秀であると認められる学生に対しては、選考の上、授業料や入学料を免除する制度があります。また、日本学生支援機構を始めとした各種団体の奨学金制度があります。詳しくは合格者に対して送付される「入学案内」にてお知らせします。

Q 小さな子どもがいますが、子育てしながら修学は可能でしょうか？

A 基本的には可能ですが、授業や学内実習・学外実習等では夜間に及ぶことがありますので、保育や家庭支援を受けるなど、学業と生活が両立できる環境を充分に整えた上で受験してください。

Q 修了生の就職先にはどのようなものがありますか？

A 本研究科修了生のこれまでの主な就職先としては、家裁調査官補、法務技官、県職、市町村(福祉課、学校教育課など)、総合病院、精神科病院、医院(精神科、心療内科、小児科クリニックなど)、第一種・二種福祉事業施設、発達支援センターなどがあります。他の大学の博士後期課程に進学する人もいます。